

寛永諸家系圖傳

清和源氏條例

一 水尾の帝の御子桃園の親王の御子孫わか

れて数流となるもの繁多なり今官本の

系圖をもつて其出所をたづね其称号を

かんがへて是をわけて十集とすいはゆる

甲乙丙丁戊己庚辛壬癸是なり

一 貞純経基より此かた當流代々武事を以て

朝廷を衛護す満仲の時にいたつてことに

世のために称ぜらる其嫡子頼光武勇をもつて時

のほまれをあらはせり頼光の子孫おほく撰州

濃州にあつて撰津國源氏と称するは大略其

後胤なり頼光卒して後舍弟頼親その餘威

に頼義の弟頼任義政等のごときは官本の

系圖に其流をのすといへども今の世にきこゆる

事なし義家の諸子義親義忠ゆへあつて其

命ををえずして子孫ありといへども世にあら

はれず三男義國は関東に下向せり是に依

て為義其家をついで義朝にいたるその子

頼朝大きにその家をおこすに及て天下の

武将となるといへども實朝以後正統はやく

たえぬ此ゆへに義國の子孫源氏の嫡流となる

其弟義時義隆の子孫河州信州にあり義國

の長男義重はすなはち新田の御先祖たり二

男義康を足利の先祖とす治承年中源

頼政高倉の宮以仁王に語てあまねく清

をついて武将となる四天王の随一たりその

子孫を大和源氏と号その弟頼信の時朝敵平

忠常を討て勲功をあらはしますます一家の

名誉をあぐその子伊豫守頼義其孫八幡太郎

義家いよいよよくんこうをばげまして武威を

ふるふによりこの流源家の正嫡たり頼義の弟

頼清頼季の子孫散じて信州ならびに諸國に

あり義家の弟賀茂次郎義綱の子孫は今の

世につたふるものなしその弟新羅三郎義光

の子孫もつともおほしわかれて江州甲州

信州常州等にあり満仲のおとと満政

満季満快の子孫轉じて江州尾州濃州

信州等にうつる頼信の弟頼平頼範ならび

和源氏の諸族をかぞへあぐるにみな此数流

なり其末流の諸國にあるものことごとくに

しるすべからず此等をかんがへあはするに

此編集の次第よるところなきにあらす

一 義家は源家の正統にして武門の棟梁なり

其子孫世々天下の武将となるゆへ此流は

諸家の更にあらず若其前後を

いはば満政満季満快は満仲の弟なり頼光頼親

は頼信の兄なりしかれば義家流の上にあるべし

といへども是を中華にかんがうれば陳杞宋は

虞夏商の後なれども史記に世家をついづるに

呉の泰伯を以て第一とす後漢書に宗室をつ

いづるに趙王良は光武の叔父なり城陽泗水

安成成武順陽等の王侯は南陽前王の後なり

といへども齋の武王續をもつてはじめとす

今義家流をもつて甲集とする事は此例なり

すでに義家流を甲集とする時は満仲の諸流

此次にあるべし此ゆへわ頼光流頼親流頼清

よりすへりよしみつりう
頼季流義光流是につぐ満政満季満快流又

此次なり

一 松平正統の一冊は今度諸家より献ずる所に

あらず今旧記をかんがへて其事跡をのべ正統を

たつとみ其庶流の出る所をあかす庶流繁多

なるゆへわけて四冊とす又略圖一冊を作る

事は嫡子庶子の見分やすからんがためなり

一 松平の諸流おのおの其出る所の前後をもつて

るたぐひなりもしそれ細川を喜連川の下に

おく事は其前代武将の胤と管領の家たる事

勿論なればなり其餘みな此ふたつの例を以て

なぞらへしるべし其先祖嫡子庶子の次第は別に

大綱惣括の圖に詳なり

一 諸家同流のもの義家流甲集第一にのすること

きは清和天皇よりかけ其次はあるひは貞純

親王よりかけあるひは義家よりかけあるひは

義國為義義重義康よりかけあるひは義兼

義氏よりかけあるひは公深泰氏よりかく其正

統の次第あきらかにみるべし今惣括圖の内

におゐて室町武将の名をかくる事は足利氏

の正流をあらはすなり宮原蔭山は基氏の

次第とす泰親主信光主より信忠主にいたつて

是をかんがへしるべし班史が先荆燕吳をのせて

次に楚の元王をのせ次に高五王をのするの例あ

はせみるべし其餘の晋書唐書に宗室をつ

いづるも又かくのごとしいかでかその世系をみたる

べけんや但他流に松平氏をたまふをばこれを

のせず因幡守豊前守隱岐守三流は種ことなりと

いへどもゆへあるにより別に一卷としてここに

つらぬ其事は本譜の下にみえたり

一 諸流大略其嫡子庶子によつてそのわかれをかん

がへて是を次第すしかれどもちかき世に其人

大身となりあるひは位たかくして人の下にをき

がたきものあり是池田淺野を土岐の上にす

庶流なり吉良の上へのせがたしといへども

すでに喜連川を以て初とする時は宮原蔭

山各別といひがたきゆへにその末につらぬ

三淵を細川の次にのせ瀬名高林を今川

の下にをき山本を佐竹の次にのするたぐ

ひもまた是なり最上は斯波の後胤なり細川

畠山のはじめにあるべしといへども斯波の号

を傳へずして最上と称する時は正流といひ

がたきゆへ一等をくだす嶋津がごとき累

世國に封ぜられ頼朝の子孫と称ずといへども

ひさしく西国の鎮衛たる時は其家足利

家と階級あるゆへ題して為義流といふ為義

流はいにしへ義家の嫡流たりといへども其正

流はいにしへ義家の嫡流たりといへども其正

流はいにしへ義家の嫡流たりといへども其正

流はいにしへ義家の嫡流たりといへども其正

流はいにしへ義家の嫡流たりといへども其正

みに中華の例をいはば周文王の子の中に武王
を嫡子とし周公康叔を庶子とすといへども
魯衛にあつては周公康叔をもつて祖とす周
公の嫡子世々魯侯たり慶父叔牙季友がごと
きは則庶子となるゆへにくたつて大夫
となるしかれども又おのおの一家の宗たり
みな此類をもつてしるべし

一 諸流の系譜事跡うたがふべきもの旧記に
見えざるものありあるひは家傳の字をくわへあ
るひは中絶としるしあるひは私の案をくわふる
ものあり立花本堂五嶋のたぐひこれなり
一 此集卷々のはじめ其同類のうちにおゐてある
ひは世系ただしきものあるひは勲功ある

を班彪班固につけざる事は同族といへども
其傳のことなる例なり又刘向を楚元王につけ
周亜夫を周勃につけ竇憲を竇融につけ
耿恭を耿弇につくるは是其族同じけ

ればその傳を同じくする例なり史記に外戚
世家ありといへども唯呂后を本紀にあげ漢
書に外戚傳ありといへども別に元后の傳を
たてたり又張湯杜周を酷吏傳にいれず馬
融鄭玄儒林傳にのせず是同類なりと

一 天正年前の武臣官位みだりにのぼるべから
ず其ことすでに示論に見えたり今清和源氏

ものあるひは称号の由緒あるものみな是を
ゑらびて次第す其混乱してわかちがたき
をば別巻とす一二三四の次第ありといへども
かならず是を以て高下の科をわかつとすべ
からず假令其同姓の前後たしかならず其
上にたたん事かたく其下にたたん事かたき
をばこれをまじへのすいはんや一集一冊の首
なるをや若夫微少の輩はこまかに論ずるに
たらさるもの往々にはあるか

一 史家の傳をつらぬるにおほく子をもつて父の
傳のすゑにつけ弟を以て兄の傳の次にをく
事は常の例なりしかれども淮南王長を高五王
の傳につけず霍光を去病につけず班超

の内畠山持國從三位に叙すと
うたがひなきものは公卿補任ならびに官
本系圖に是をしるせり又中原康富日記に
管領畠山持國卿といへる時は子の證據とす

べし又畠山の家傳に政長從三位に叙すと
いへり吉良の家傳にも満義を正三位に叙し
小笠原家傳には貞宗正三位に叙するのよし
稱ずといへどもみな補任にのせずしかれども
持國の先例ある時は政長が位階かならず
是をのぞくべきにあらざるか官本系圖を

かんがふる時は斯波義将ならびに其子義重
等そぼづけに三位を書すといへども補任
にこれをのせずしかれども官本系圖やぶり

かたき時は政長も又義将のたぐひかそのかみ
あしががうち ぐわんれい いけんちやうだい
足利氏の世に管領の威厳張大なるゆへ高
位にいたるといへども朝廷のところにあらず
これ よつ ふにん しょ
是に依て補任に書せざるものか吉良長氏は
あしかがよしうち ちやうし
足利義氏の長子にして泰氏に出るものなり
此ゆへに室町家の武將其子孫におゐて礼
譲のころありたとへは漢惠帝の齋悼惠王
にをける後漢明帝の東海王にをける唐の
玄宗の寧王にをけるがごときか他家に准じ
がたきゆへなり中につゐて小笠原貞宗そ
の家を中興して弓馬の法をもつて公家武家
の師範となる彼家の系譜的傳分明にして廢
すべからず此ゆへに滿義貞宗政長はしばらく

く家の説をもちゆ其餘の官位は評議して
用捨これあり又諸家のうち從五位に叙せ
ずしてあるひは某守と称じあるひは某太輔
某少輔と称じ或は某頭某助某允と称じ
あるひは某正某佐と称じあるひは某大夫某亮
某進と称ずるのたぐひこれおほし定論とすべ
からず鎌倉右大将の時に時政は姻家なれども
なを北条四郎と称ず義盛は侍所の別當なれ
ども和田小太郎と称ず景時は厩所の司なれ
ども梶原平三と称ず重忠は武州の鎮衛
なれども畠山次郎と称ず盛長は旧勞の
功臣なれとも安達藤九郎と称ずこれら
年を経世をことにしてわつかにあるひは受領に
はかるにつまびらかならざるをばしばらく
其家の説にしたがふ又受領の内上総上野常陸
等に太守ある事は是親王の任なる事
流例なり平任これに任ずる時は介なりこ
のゆへに此三州の守と称ずるものは家説
といへども是をもちゐずしてくだして介と
すしかれども平氏の臣に上総守忠清ある時は
此三州をもつてさだめて親王の官とする
其例近代よりの事か猶是をかんがう
べしこのゆへに忠清以前の人此三州の守
と称ずる時は其人によつてそのままもち
ゐる事も是あり頼光上総守となり義光

いたりあるひは衛府に列する時はいはんや
其餘の武臣をやおもふにそのかみ武家執権の
はじめなるゆへ猶すなほにして辞退の心あるか
しかも父武蔵守たる時は其子武蔵太郎と称じ
父相模守たる時は其子相模太郎と号する
の類も是あり武家繁昌に及ておして官位
にのぼる越後は新田の領地なれども高師泰
越後守と称じ播磨は赤松が國なれども
高師冬播磨守と称ずる事は名あつて
實なきものなり其後朝廷の除目縣召おこ
なはれざる時といへども田舎の武士みだりに
受領の名をおかし恣に太輔少輔頭正等を
称ずるものあげてかぞふべからず其内又口宣

常陸守となるのたぐひこれなり

一同流わかれて二家となつてその先祖の事をし
るすに相違なる事は多し蒔田の家に義繼

を吉良の嫡といへるがごとししかれども長氏
子孫は世々京都にあつて其名はなはだあら

はる中年鎌倉の管領京都の柳営になぞ

らへんとして両上枚ならびに千葉小山結城

長沼佐竹那須宇都宮小田の人家をもつて

京都の三管領ならびに山名一色京極赤松

の四職に配す其餘の諸事おほく京都に

ならぶゆへ義繼の子孫の奥州にありしをまねき

よせて京都の吉良になぞらふものかいはん

やいますでに蒔田と称ずる時は其次第あ

あるひは播州に住するものは赤松北畠の流

たるべき事をかんがへて是を村上源氏の部

にいる又その系圖をかんがへて渡部黨たるべ

きものをば嵯峨源氏の部に入其外の系譜に

おゐて彼もかんがふる所なく此も證すべきも

のなきをばしばらく清和源氏の支流に

是をのすまことにこれ年代久しくとほ

ざかりてしりがたきものをばいかんともす

べき事なし是うたがはしきをかくは

いにしへの例ならずや夫蜀先主は中山靖王

の後たりといへども其世系をつまびらかに

せず宋太祖は趙廣漢が後と称ずといへども

其氏譜をつまひらかにせざる時は中華も

きらかにしるべし小笠原の両流そのいふ所の
嫡子庶子の事は両説をあはせのせて論

じてこれを辨すもしそれ牧野は二流にして
その先祖おなじく其氏ことなり示論にい

はゆるかれもこれもかたくその説をまもつて
我事をたてんとあらそふといへる是なり

今清和源氏の部にいと又諸氏の部に
入との論説は本譜の下にみえたり

一 清和源氏と称ずといへども其本をしらざる

ものをば支流と号すしかれども其先祖あるひ
は江州に住しあるひは四目結をもつて紋とする

をば佐々木の流たるべき事を察して是を
宇多源氏の部にいれあるひは勢州に住し

又しかり是諸家の支流あるゆへなり

一 目録に唯其称号のみを書してその名を記せず

これによつて松平水野小笠原石川安藤

高木等のごときその氏は一にして其族お

ほければみやすからず又称号は同じく

して其姓ことなるものは清和源氏に太田土屋

あり藤氏にも又太田あり平氏にも又土屋あり

源氏藤氏良岑氏に皆丹羽あるのたぐひこれ

おほしおそらくはこれかんがへがたきものか

しかりといへども同流の内に嫡流はすこしきに

して庶流はおほひなるものあり父と兄とは

官位なくして子と弟の昇進するありこの

ゆへに官位爵禄をもつて先とする時は族類

をみだる嫡庶長少ちやくそちやうせうをもつて次第をなす時

は尊卑そんひをみだる又嫡男ちやくなんを父につくる時は其名

を記きしがたし又次男三男等別職しうべつしよく つとを勤むる

時は其名を略りやくしがたし是今称号いませうがうのみを

書するゆへなり其名のかんがへがたき事

をおそるといへどもあやまりなからん事を

こひねがふ